



\*1：群馬県地球温暖化対策指針(自動車対策編)とする。

\*2：条例第84条より、群馬県はこの条例の施行に必要な限度において、該当者に対し、必要な報告もしくは資料の提出の要求、必要な場所への立入り、帳簿・書類等の調査を行う可能性がある。

図 自動車環境計画に係る手続きの流れ